

PPP規定改定比較表

PPP関連政令及び首相決定（政令15号で追加・改訂された点は太字及び下線で示す）				
No.	重要事項	政令15号 2015年2月 Decree No. 15/ND-CP	首相決定71号 2010年11月 Decision No. 71/2002/QD-TTg	政令108号 2009年11月制定 Decree No. 108/2009/ND-CP
1	PPP型投資の方式	BOT、BTO、BT、 <b>BOO、BTL、BLT、O&amp;M</b>	規定なし。	BOT、BTO、BT
2	PPP型投資の対象事業	a) 運輸交通インフラ及び関連サービス b) <b>照明システム、給水システム、排水システム、廃棄物及び下水収集・処理システム、<u>公営住宅、住民移転再定住用住宅、墓地</u></b> c) 発電所、送電線 d) <b>保健医療・<u>教育・職業訓練・文化・スポーツ</u>に係るインフラ施設及び関連サービス、<u>政府機関建物</u></b> dd) <b>商業・科学技術・<u>気象予報に関連するインフラ施設、経済特区インフラ施設、及び工業団地、ハイテク地区、集中型ITパークのインフラ施設、IT導入</u></b> e) <b>農業・地方開発インフラ施設、農産物の生産と加工・消費販売に係るの連携に係るサービス開発</b> g) 首相決定によるその他のセクター	1. 道路、道路橋、道路トンネル、フェリー乗り場 2. 鉄道、鉄道橋、鉄道トンネル 3. 都市交通 4. 空港、海港、河川港 5. 上水供給システム 6. 発電所 7. 保健医療(病院) 8. 環境(廃棄物処理、プラント) 9. 首相決定によるインフラ開発及び公共サービス提供に係る案件	a) 道路、道路橋、道路トンネル、フェリー乗り場 b) 鉄道、鉄道橋、鉄道トンネル c) 空港、海港、河川港 d) 上水供給システム、排水システム、下水及び廃棄物収集・処理システム e) 発電所、送電線 f) 首相決定によるその他のインフラ施設
3	政府支出割合	<b>規定の用途の範囲内であれば、上限なし</b>	総投下資本の30%以下	総投下資本の49%以下
4	民間事業者の最低資本金額	総投下資本の15%以上。 。1兆5千億ドン以上のプロジェクトの場合、その超過部分の投下資本の10%以上。	総投下資本の21%以上	総投下資本の15%以上。 。1兆5千億ドン以上のプロジェクトの場合、その超過部分の投下資本の10%以上。
5	外貨兌換保証	重要国家プロジェクトについては個別に外貨兌換保証の付与を検討 (火力発電BOT案件にOfficial Letter 1604/TTg/KTNが適用されるかどうかは不明確)	エネルギー、交通、廃棄物処理の分野における重要プロジェクトについては、外貨兌換保証を首相に提案 (ただし、火力発電BOT案件はOfficial Letter 1604/TTg/KTNにより上限30%に制限)	エネルギー、交通、廃棄物処理の分野における重要プロジェクトについては、政府が外貨兌換を保証、支援する。(ただし、火力発電BOT案件はOfficial Letter 1604/TTg/KTNにより上限30%に制限)
6	プロジェクト提案書とF/Sの承認権限	<プロジェクト提案書> <b>公共投資法にGroup A、B、Cの基準に従い、中央省庁及び支部、各省人民委員会が承認。ただし、国家資本を使用する案件は関係省庁の事前承認が必要。国家重要案件は公共投資法に従い承認される。</b> <F/S> 国家重要案件、ODAを使用するGroup A案件 > 首相 上記以外の案件 > 中央政府省庁レベルの各機関および各省人民委員会	<プロジェクト提案書> > 全ての案件で首相承認 <F/S> > 国家投資プロジェクトに関する投資及び建設に係る現行規定に従い承認される。	<プロジェクト提案書> 中央省庁及び支部、各省人民委員会が関係省庁の意見を集約した後に承認。 <F/S> 国家重要案件(200ヘクタール以上の土地を使用する案件及び政府保証を必要とする案件、総投下資本1兆5,000億ドン以上でGroup Aに属する案件) > 首相 上記以外の案件 > 中央政府省庁レベルの各機関および各省人民委員会
7	民間側提案者への優遇措置	<b>F/Sの作成者及びGrup C事業の提案者に退位して、公共入札法に従い優遇措置を与える。</b>	全案件で一般競争入札を実施する。(提案者への優遇なし)	首相承認を条件として、提案者による1社指名競争入札を認める。
8	準拠法・紛争解決方法	ベトナム国内法に反しない限りにおいて、外国法を使用すること可能。 紛争解決の手段としてベトナム国外での仲裁を認める。 <b>仲裁によって解決される紛争が商業紛争であることを明確にしたうえで、ベトナム国外での仲裁の結果がベトナム国内で承認・執行されると規定。</b>	ベトナム国内法に反しない限りにおいて、外国法を使用すること可能。 (紛争解決の手段としてベトナム国外での仲裁を認めるかどうかについての記述なし)	ベトナム国内法に反しない限りにおいて、外国法を使用すること可能。 紛争解決の手段として、政府と事業者の合意を条件に、ベトナム国外での仲裁を認める。